

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の概要

1 改正の趣旨

船員である地方公務員に係る遺族補償年金の特例について、船員保険制度及び国家公務員災害補償制度との均衡を図るため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 船員の遺族補償年金のうち特例加算分に係る規定の削除（施行令第9条第1項）

遺族が一人の場合における船員の遺族補償年金について、平均給与額（日額）に乗じる日数のうち特例加算分（12日分）を廃止する。

現 行：平均給与額（日額）×（153日＋12日）

改正後：平均給与額（日額）× 153日

(2) 船員の行方不明補償と遺族補償の併給調整に係る規定の削除（施行令第9条第2項）

(3) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日（平成22年3月19日）